

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 2 日から 31 年 4 月 30 日まで  
昭和 28 年 5 月から A 社 B 支社 C 支部に勤務した。私の年金手帳には、同社において被保険者でなくなった日が「昭和 31 年 4 月 30 日」と記載され、同社で働いた期間について自分の記憶と一致しているが、社会保険事務所（当時）に確認したところ、私の資格喪失日の記録は 29 年 4 月 2 日となっており相違しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の厚生年金保険の加入記録及び供述により、申立人が在籍期間は特定できないものの、A 社 B 支社 C 支部に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は、「申立人に係る勤務期間及び厚生年金保険被保険者期間について、申立期間中の在籍の事実は無く、また、申立人の厚生年金保険被保険者期間について、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿と同じ昭和 28 年 5 月 1 日から 29 年 4 月 2 日までの期間で相違ない。」と回答している。

また、年金手帳の取扱いについて、申立人の年金手帳が再交付された当時の厚生年金保険・船員保険の記録欄については、被保険者が記載するものであり、社会保険事務所の職員が記載するものではないと年金事務所（旧社会保険事務所）は説明している。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、申立人の A 社における厚生年金保険加入記録は昭和 28 年 5 月 1 日から 29

年4月2日までの期間となっている上、申立期間において、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無い。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。